

(裏面)

注意

- この届出書は、手当の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年を経過した日(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第6条第1項の規定により認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては当該児童が3歳に達した日の属する月の翌日の初日から起算して5年を経過した日)又は手当の一部支給停止適用除外事由に該当した日の属する月(以下「5年等満了月等」という。)の末日までの間に出してください。ただし、都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)、福祉事務所を管理する町村長が行う就業に関する相談、情報提供若しくは助言又は支援を受け、2の(1)に掲げる活動を行った場合については5年等満了月等の翌月の末日までの間に出してください。
また、手当の一部支給停止適用除外事由に該当する間は、毎年8月1日から同月31日までの間に出してください。
- この届出書に添えなければならない書類は、次のとおりです。
 - 就業していること又は求職活動等の自立を図るための活動をしている場合は、以下イからホまでのいずれかの書類
 - 雇用契約書の写し又は受給資格者が事業主であること若しくは在宅就業等を行っていることを明らかにできる書類
 - 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業を実施する機関又は職業紹介事業者において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類
 - 求人者に面接したことその他の就業するための活動を行っていることを明らかにできる書類
 - 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図っていることを明らかにできる書類
 - 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)、福祉事務所を管理する町村長が行う就業に関する相談、情報の提供、助言又は支援を受け、就業し、求職活動をし、又はその他の自立を図るための活動を行ったことを明らかにできる書類
 - 児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)別表第一に掲げる障害の状態にある場合は、以下の書類
 - 児童扶養手当法施行令別表第一に掲げる障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
 - エックス線直接撮影写真(呼吸器系結核、肺えそ、肺のうよう、けい肺(これに類似するじん肺症を含みます。)、じん臓結核、胃かいよう、胃がん、十二指腸かいよう、内臓下垂症、動脈りゆう、骨又は間接結核、骨ずい炎、骨又は間接損傷、その他の傷病に係る障害である場合に限る。)
 - 疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難である場合は、以下の書類

医師又は歯科医師の診断書その他の疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者が就業することが困難であることを明らかにできる書類
 - 監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由により受給資格者がこれらの者の介護を行う必要があり就業等が困難である場合は、以下イ及びロの書類
 - 医師又は歯科医師の診断書その他の監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類
 - 当該監護する児童又は受給資格者の親族を受給資格者が介護する必要があることにより就業等が困難であることを明らかにできる書類
- 表面の(3)及び(4)の「その他これに類する事由」に該当する場合は()内を記入してください。
- この届出書は、市役所、区役所又は町村役場に出してください。この届出書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の入によく聞いてください。

第11条の2(第11条)の「第11条、第13条の2」に定める「児童扶養手当法」の「児童扶養手当法」

(裏面)

注意

- 児童扶養手当現況届は毎年8月1日から8月31日までの間に出してください。この期間中に出さないとお手当の支払が差し止められることがあります。
- 支給停止中の期間内に、あなたが婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。)を解消した場合、あなたの配偶者が死亡した場合、あなたが扶養義務者(父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹などをいいます。以下同様です。)に扶養されなくなった場合又はあなたが児童扶養手当法第9条の児童(父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き一年以上拘禁されていること又は明らかでないことの内いずれかに該当する児童をいいます。)を養育するようになった場合などには、支給停止が解除されることがあります。
- 児童扶養手当法第13条の2の規定により、手当の一部を支給停止されている間に、次の①から④までのいずれかの事由に該当する場合には、手当の一部支給停止が解除されることがありますので、市役所、区役所又は町役場の入によく聞いた上で、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に当該事由を明らかにできる書類を添えて提出して下さい。
 - 就業、求職活動等の自立を図るための活動をしている。
 - 障害の状態にある。
 - 負傷、疾病又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することができない。
 - 監護している児童又は親族が障害の状態にあること又は負傷、疾病若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由があり、かつ、これらの者を介護する必要があるため就業することができない。
- この支給停止に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求(異議申立て)をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、前記の審査請求(異議申立て)に対する裁決(決定)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村(都道府県)を被告として(訴訟において市町村(都道府県)を代表する者は市町村長(都道府県知事)となります。)、提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求(異議申立て)に対する裁決(決定)を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から④までのいずれかに該当するときは、裁決(決定)を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求(異議申立て)があつた日から60日を経過しても裁決(決定)がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決(決定)を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附則

第一條 この省令は、公布の日から施行する。
(平成二十年五月までの特例)

第二條 この省令の施行の日から平成二十年五月末日までの間に、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第百三十八号)第十三条の二第一項に規定する期間を満了する受給資格者(同法第六條に規定する受給資格者でない母に限る)については、第三條の三第二項中「五年等満了月の末日まで」とあるのは、「平成二十年六月末日まで」とする。
(経過措置)

第三條 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り續けて使用することができる。

告示

○財務省告示第三十四号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、平成二十年一月十五日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十年二月八日

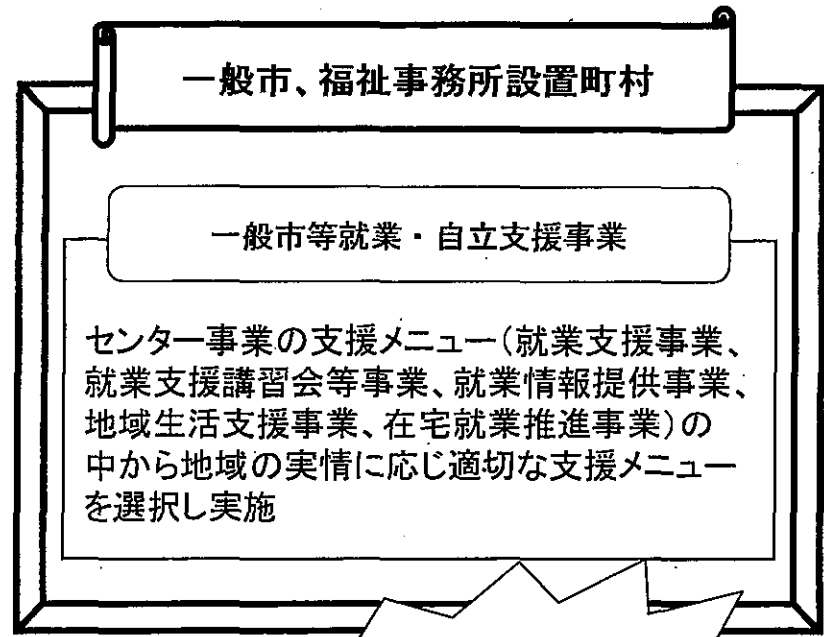
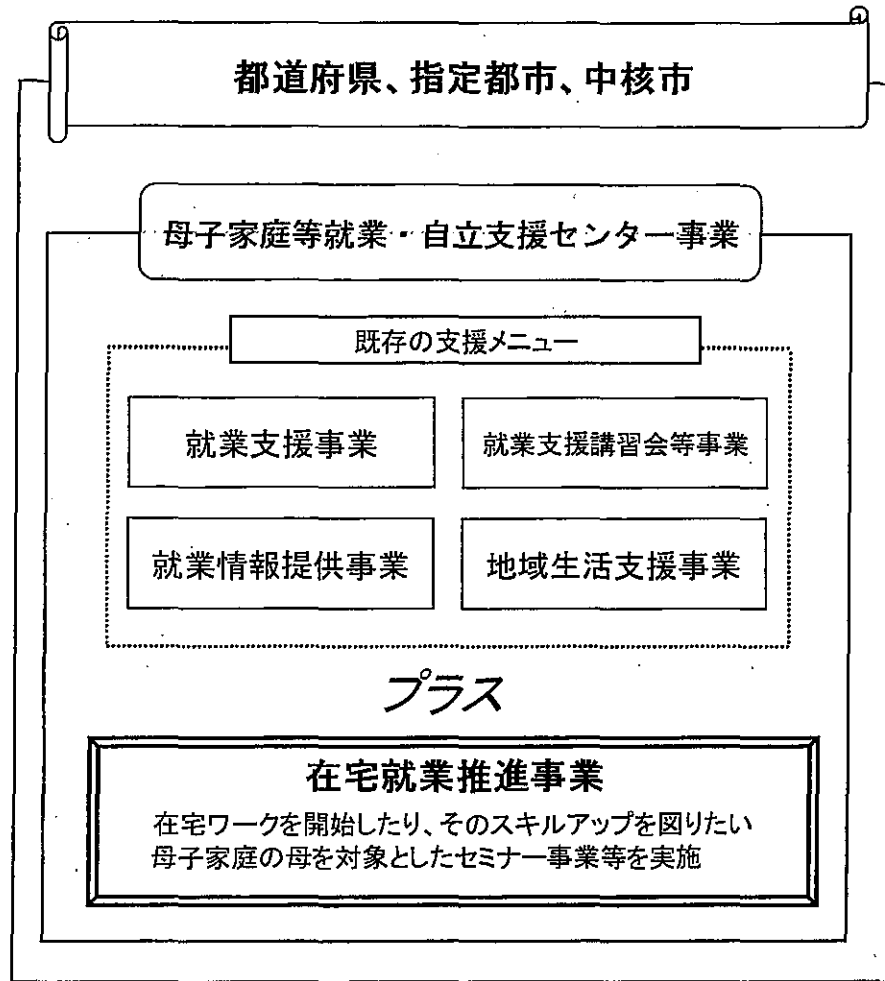
財務大臣 額賀福志郎

- 一 名称及び記号
割引短期国庫債券(第四百二十九回)
- 二 発行の根拠
特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十六条第一項
- 三 振替法の適用等
社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法
価格を競争に付して行われる入札(以下「価格競争入札」という。)による発行(以下「価格競争入札発行」という。)及び価格競争入札と同時に行為される入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行(以下「国債市場特別参加者・第一非価格競争入札発行」という。)
- 五 募入決定の方法
イ 価格競争入札発行
各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
- ロ 国債市場特別参加者・第一非価格競争入札発行
各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

- 六 発行額
額面金額で二兆七千九百三十一億千九百九十九円七角二分
- イ 価格競争入札発行
額面金額で二兆七千九百三十一億千九百九十九円七角二分
- ロ 国債市場特別参加者・第一非価格競争入札発行
額面金額で二兆七千九百三十一億千九百九十九円七角二分
- 七 払込金額
二兆七千八百五十五億三千七百四十一万七千七百円
- イ 価格競争入札発行
二兆七千八百五十五億三千七百四十一万七千七百円
- ロ 国債市場特別参加者・第一非価格競争入札発行
二兆七千八百五十五億三千七百四十一万七千七百円
- 八 最低額面金額
千円
- 九 振替単位
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 十 発行日
平成二十年一月十五日
- 十一 発行価格
額面金額百円につき九十九円七角二分
- イ 価格競争入札発行
額面金額百円につき九十九円七角二分
- ロ 国債市場特別参加者・第一非価格競争入札発行
額面金額百円につき九十九円七角二分
- 十二 募入平均価格
十二銭九厘
- 十三 償還期限
平成二十年七月十日
- 十四 償還金額
額面金額百円につき百円
- 十五 元金支払
日本銀行
- 十六 入札参加場所
財務大臣から通知を受けた者
- 十七 払込期日
平成二十年一月十五日
- 財務省告示第三十五号
国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、平成二十年一月二十一日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十年二月八日
- 財務大臣 額賀福志郎
- 一 名称及び記号
割引短期国庫債券(第四百三十回)
- 二 発行の根拠
特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十六条第一項
- 三 振替法の適用等
社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法
価格を競争に付して行われる入札(以下「価格競争入札」という。)による発行(以下「価格競争入札発行」という。)及び価格競争入札と同時に行為される入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行(以下「国債市場特別参加者・第一非価格競争入札発行」という。)
- 五 募入決定の方法
イ 価格競争入札発行
各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
- ロ 国債市場特別参加者・第一非価格競争入札発行
各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

母子家庭等就業・自立支援事業

- 従来の都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする母子家庭等就業・自立支援センター事業に在宅就業推進事業を追加
- 一般市(特別区含む)及び福祉事務所設置町村においてもセンター事業と同様の事業が実施できるよう新たに一般市等就業・自立支援事業を創設



母子家庭の母の身近な地域で
きめ細かな就業支援の推進

就職準備支援コース

(資料6)

就職準備支援コース（標準期間3か月）

直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母を対象に、自治体が地域の実情に応じたコースを設定し、NPO法人、母子福祉団体、シルバー人材センター等を活用し、就業意欲を醸成するとともに、就業能力の向上を図る。

事業例

①日常生活自立支援コース

日常生活で孤立しがちな母子家庭を対象に、

- ①家庭訪問
- ②親子サロン（クリスマス会、ポーリング大会等）
- ③親子料理教室（お菓子作り等）
- ④野外活動（スポーツ大会、ピクニック等）等への参加を促し、他の母子家庭との交流を図る。

②社会生活自立支援コース

ボランティア活動を通じ、就業意欲を喚起

- ①老人ホームやグループホームの入所者、障害者作業所利用者の話し相手や作業支援
- ②一人暮らしの高齢者宅における話し相手や家事支援
- ③公園、河川、公共施設、森林の清掃等軽作業
- ④図書館における図書等の整理

③就業自立支援コース

就業体験の場の提供を通じ、就業意欲を醸成

- ①障害者施設における手芸品、食品製造
- ②母子福祉団体が運営する売店、喫茶店等における就業
- ③視覚障害者のための代読、代筆、カセットテープに名作を吹き込む等
- ④交通量調査や自治体広報等の配布

ハローワーク等による就労支援（生活保護受給者等就労支援事業）

就業による自立

児童扶養手当受給者

母子自立支援プログラムの策定

職業訓練中の母子家庭の生活支援等について

(資料7)

(高等技能訓練促進費の支給)

○ 看護師、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するため、従来からの修業支援手当（最後の3分の1の期間に支給）に加え、入学時におけるインセンティブとして入学金の負担を考慮した額を一時金として修了後に支給する仕組み（入学支援修了一時金）を創設する。

(1) 修業支援手当

市町村民税非課税世帯月額10万3千円、課税世帯月額5万1,500円を支給（平成20年度入学者から適用）。

(2) 入学支援修了一時金（新設）

市町村民税非課税世帯5万円、課税世帯2万5千円を支給（平成20年度入学者から支給）。

(母子寡婦福祉貸付金の無利子融資)

○生活資金

知識技能を習得している期間に必要な生活費として、月額14万1千円を3年を限度に貸付。

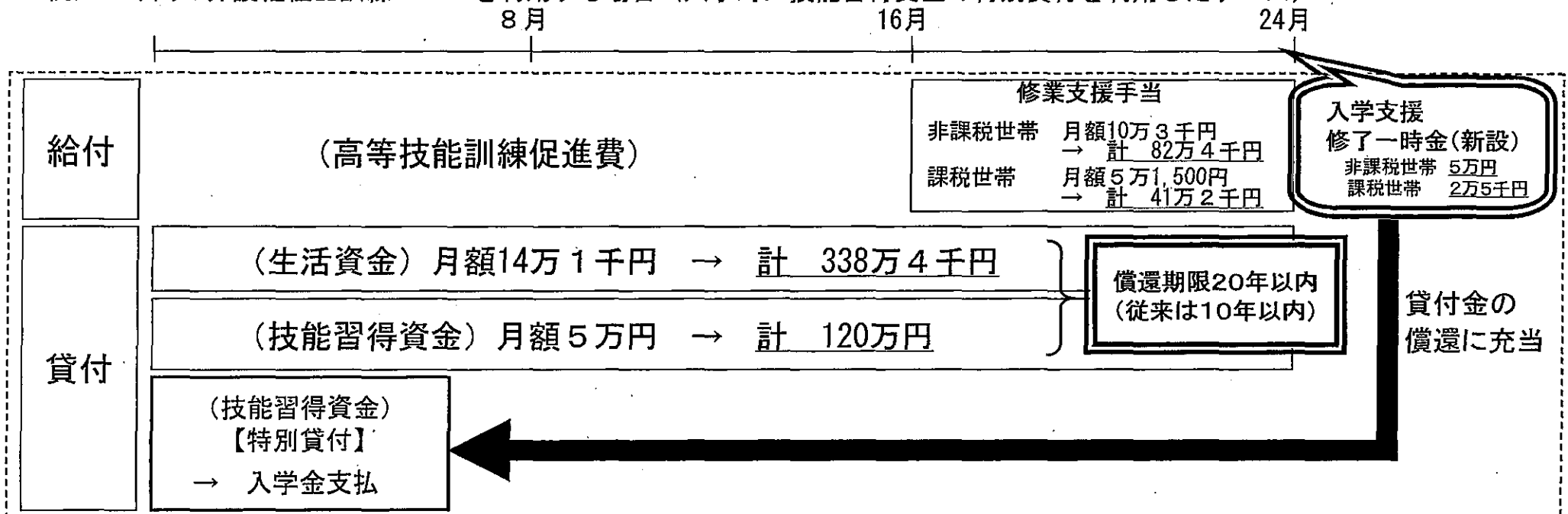
○技能習得資金

就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金として、月額5万円を3年を限度に貸付。

特別貸付として、入学金など入学時に必要となる費用に対し、60万円を限度に貸付。

※ 20年度予算（案）では、母子家庭の償還に係る負担を軽減するため、償還期限を現行の10年以内から20年以内に延長。

例) 2年間の介護福祉士訓練コースを利用する場合（入学時に技能習得資金の特別貸付を利用したケース）



「福祉から雇用へ」推進5か年計画

～誰でもどこでも自立に向けた支援が受けられる体制整備～

我が国は人口減少というこれまで経験したことのない状況の中で、経済成長を持続させ、生活の質を高くしていくことが、今後の日本経済の最も重要な課題である。そのために、意欲と能力を活かせる環境の整備による人材の活用や就業率の向上を進めることが不可欠である。

そのような中、我が国の成長力強化に向け、平成19年4月に「成長力加速プログラム」が策定されたところであるが、人材と中小企業という経済の基礎力を高める「成長力底上げ戦略」の柱の一つとして、障害者、生活保護世帯、母子家庭世帯等を対象に、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上が図られるよう福祉・雇用両面にわたる支援を行う就労支援戦略を取りまとめたところである。

この就労支援戦略の中で、障害者、生活保護世帯、母子家庭世帯等の就労支援を計画的に進めるために、本計画を策定することとされたところである。本計画の目標期間は、平成19年度を初年度とする5年間であるが、特に平成19年度から平成21年度までを集中戦略期間として、関係機関間や産業界等との連携を図りつつ、本計画を実施することとしている。

なお、授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、平成19年度中にすべての都道府県において、「工賃倍増5か年計画」を策定することとしており、関係行政機関や地域の商工団体等の関係者を挙げた協力の下、5か年で平均工賃の倍増を目指しているところである。

1 本計画の目的

「福祉から雇用へ」の基本的な考え方を踏まえ、障害者、生活保護世帯、母子家庭世帯等公的扶助（福祉）を受けている者等について、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図ることを目的とする。

※ 本計画は、各府省の協力のもと厚生労働省が取りまとめたもの

2 本計画の目標期間

本計画の目標期間は、平成19年度を初年度とする平成23年度までの5年間とする。

また、特に、平成19年度から平成21年度までの3年間に集中的に取組を強化することとする。

3 本計画の具体的目標

本計画の推進に当たっては、障害者、生活保護世帯、母子家庭世帯それぞれの支援対象者の特性や課題に応じた様々な推進方策を実施することにより、以下に掲げる目標の達成に努めるものとする。

また、個別の推進方策については、それぞれの方策毎に、目標期間中の具体的目標を設定し、実績を検証しながら本計画を推進することとする。

なお、本計画の達成状況については、定期的な検証を行い、必要に応じて、目標の見直しを行うものとする。

<障害者>

- ① 平成25年度の障害者雇用実態調査において雇用障害者数を64万人にする。
- ② 平成20年度から平成24年度までの間に、ハローワークにおいて、24万人の障害者の就職を実現する。
- ③ 平成23年度までに、年間9,000人の障害者を、福祉施策から一般雇用に移行させることとする。

<生活保護世帯・母子家庭世帯>

- 生活保護の被保護者や母子家庭の母の中でも、稼働能力を有し、就労意欲のある者で早期に適切な就労支援を行うことにより、自立の可能性が見込める者に対して、就労支援を推進することにより、就職につなげる。

被保護者や母子家庭の母の就職に係る目標は以下のとおりとする。

- ・ 平成19年度までに生活保護の就労支援プログラムを全自治体で策定するとともに、当該プログラムの一環である生活保護受給者等就労支援事業の支援対象者の就職率を平成21年度までに、60%に引き上げること等により、生活保護の被保護者の就労を推進する。

- ・ 平成18年度における母子家庭世帯の常用雇用率は42.5%となっていることから、母子家庭等就業・自立支援センター事業による一貫した就業支援を行うこと等により、引き続き常用雇用の促進を図る。

4 具体的な推進方策

(1) 地域の特性を活かした就労支援体制の全国展開

- ① 就職・職場定着支援や就業に伴う生活支援など障害者の就業面・生活面の一体的な相談・支援を行う障害者就業・生活支援センターを全障害保健福祉圏域に設置するとともに、地域ニーズや支援実績等に応じた実施体制の充実を図る。

【目標】

- 障害者就業・生活支援センターを、平成23年度までに、全障害保健福祉圏域に設置する。

- ② 各府省・各自治体において、職場実習を活用するなどして、知的障害者等が、一般雇用に向けて経験を積むための「チャレンジ雇用」を推進する。

【目標】

- 平成20年度までに全府省で実施する。

- ③ 就労移行支援事業等の障害福祉サービスについて、障害福祉計画に基づき、各市町村において推進を図る

【目標】

- 福祉施設から一般雇用へ移行する障害者数を、平成23年度までに、年間9,000人以上とする。

- ④ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練（障害者委託訓練）の拡充、公共職業能力開発施設における職業訓練の実施等により、障害者の職業能力開発の推進を図る。

【目標】

- 障害者委託訓練の受講者数を、平成23年度までに、平成18年度実績（年間4,814人）の3割増とする。
- 障害者委託訓練の受講者の就職率を、平成23年度までに、50%以上とする。

- ⑤ 母子家庭世帯を含め生活保護を受給する世帯の自立を推進するため、自立支援の具体的内容と手順を定めた個別の「自立支援プログラム」の導入を一層推進し、全ての保護の実施自治体において就労支援プログラムを策定する。

【目標】

- 就労支援プログラムを策定する自治体の割合を、平成19年度には、100%とするとともに、運用の一層の効率化を図る。
59.8%(平成18年度)→100%(平成19年度)

- ⑥ 母子家庭の母等に対して、就業相談から技能講習、就業情報の提供までの一貫した就労支援サービスの提供を行うとともに、養育費の取り決めなどの専門相談を実施する母子家庭等就業・自立支援センター事業を全ての都道府県、指定都市及び中核市において行う。

【目標】

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業を行う自治体の割合を、平成19年度には、100%に引き上げ、その後も維持する。
- 児童扶養手当受給者に対する就業相談の延べ件数の割合を、平成23年度には、10%以上とする。

- ⑦ 子育て女性等に対する就職支援サービスの提供を行うマザーズハローワーク事業の拠点の拡充及び機能強化を図る。

【目標】

- マザーズハローワーク及びマザーズサロンにおける担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率を、平成19年度には、70%以上とするとともに、マザーズハローワーク事業の拠点の拡充及び機能強化を図る。

- ⑧ 母子家庭の母に対して、職業能力開発等を支援する母子家庭自立支援給付金事業や、個々のケースに応じたきめ細やかな支援を行う母子自立支援プログラム策定事業を全国展開する。

【目標】

- 母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定事業を実施する自治体の割合を、平成21年度までに、100%に引き上げ、その後も維持する。
- 母子自立支援プログラムの策定件数を、平成23年度までに、2万

件以上とする。

(2) ハローワークを中心とした「チーム支援」

- ① ハローワークと福祉事務所等の連携による生活保護受給者や児童扶養手当受給者の就労支援の取組を推進するため、就労支援アクションプランを実施する。

【目標】

- 生活保護受給者等就労支援事業の支援対象者の就職率を、平成21年度までに、60%に引き上げる。
- ② ハローワークと福祉施設等関係機関により編成された障害者就労支援チームによる、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開する。
- ③ 障害者の雇用促進を図るため、障害者雇用率の達成指導、きめ細かな職業紹介等による就労支援を推進する。

(3) 障害者雇用促進法制の整備

- 短時間労働に対応した障害者雇用率制度の見直し、中小企業における障害者の雇用促進等を図るための制度の見直しを行う。

(4) 関係者の意識改革

- 企業の経営者・労働組合・従業員・福祉関係者等国民全体の意識改革と、相互の協力関係の構築等を通じ、雇用機会を拡大する。
具体的には、
 - ・ ハローワーク等を通じた周知・啓発による、特に障害者をはじめとする就職困難者の雇用に向けた企業経営者、労働組合、従業員に対する理解の促進
 - ・ 特に、障害者については、公的機関に対する法定雇用率達成に向けた指導の徹底等を図ることとする。

【目標】

- 特に、障害者について、
 - ・ 平成24年度までに全ての公的機関で障害者雇用率を達成